平成２９年（フ）第１６９号
長野県松本市大字里山辺1676番地２　コーポ藤森101
債務者　相河　忠昭
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１７０号
長野県松本市大字里山辺1676番地２　コーポ藤森101
債務者　相河　富子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第４８号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪11156番地２　ハイツ山咲Ｂ　203
債務者　小嶋　和江（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第２８１号
岐阜市北鶉５丁目26番地
債務者　小椋　道廣
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで　岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１０２０号
京都市上京区下立売通堀川東入上る東橋詰町179番地
債務者　松本　裕嗣
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１９２号
佐賀県鳥栖市本鳥栖町633番地10　ザ・鳥栖タワー20　905
債務者　山下美代子
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０５号
佐賀県小城市三日月町久米1495番地１　アネスト・ソレイユ　Ａ201号
債務者　木下つぐみ（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２７３号
大分市大字奥田412番地の２（植木ビル205）
債務者　竹内　輝子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１１３号
宮崎県延岡市中川原町３丁目38番地　コーポ丸惣　307
債務者　甲斐　美香
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１１６号
宮崎県日向市美々津町3949番地１
債務者　山﨑　敏明
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１１９号
宮崎県延岡市土々呂町５丁目1524番地１　県営住宅　58―201―19
債務者　廣島美代子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第６３号
岩手県花巻市西宮野目第６地割355番地県営宮野目アパート１号棟143号
債務者　吉田四志男
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第６４号
岩手県花巻市大迫町外川目第５地割73番地
債務者　佐々木智惠
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第６８号
岩手県北上市和賀町岩崎２地割185番地、旧住所岩手県北上市大堤南３丁目３番３号市営大堤住宅19号
債務者　橘　　里子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１２１号
福島県郡山市開成３丁目５番２号　クレセントマンション201号、従前の住所福島県福島市御山字下川原８番地の１　プログレスＶ102
債務者　鈴木　祐次
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１７４号
福井市日之出４丁目12番11号　カーサ・セレッソ103、住民票上の住所福井市町屋３丁目５番15号
債務者　松嶌　浩行
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
佐賀市八戸溝２丁目６番１号
債務者　荒木さよ子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月６日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係